

(仮 訳)

プレス・リリース

2017年3月28日
バーゼル銀行監督委員会

**バーゼル銀行監督委員会が実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則
の取組みに関する進捗報告書を公表**

バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」）は本日、『実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則』（以下、「諸原則」）に係る銀行の実施状況について最新の進捗報告書を公表しました。諸原則は銀行のリスク管理実務、意思決定プロセスおよび破綻処理可能性を向上させるため、そのリスクデータ集計とリスク報告実務を強化することを企図して2013年1月に公表されたものです。諸原則はグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に指定された銀行に適用され、2011年および2012年に指定を受けた銀行は、2016年1月までに諸原則を完全な形で実施することが求められます。

本報告書は、G-SIBsを監督する当局による評価結果に基づくものであり、諸原則の実施における2016年中の進捗状況を概観するものです。本報告書では、一定の進捗はみられるものの大半のG-SIBsは諸原則を完全に実施出来ておらず、遵守レベルは不十分であるとしています。

今回の結果を受け、バーゼル委は諸原則の一層の遵守を促進するため、以下のような追加的な勧告を行っています。

- 銀行は諸原則の完全遵守を達成し、その後も継続的に遵守していくための明確な行程表（ロードマップ）を策定すべき。
- 監督当局は（i）銀行に評価結果を伝達し、諸原則の完全遵守を達成させるために必要なインセンティブを与えると共に、（ii）銀行による諸原則の遵守状況を評価するための手法を継続的に高度化していくべき。

バーゼル委は、今後も引き続きG-SIBsにおける諸原則の遵守に向けた進捗状況をモニターしていきます。またバーゼル委は、国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）として認定された銀行に対しても、各国当局が認定後3年以内にこれらの諸原則を遵守させるよう強く奨励しています。